

差別とならない場合

正当な理由がある場合

正当な理由があって、障がいのある人となない人で異なる対応をした場合は、法的差別にはなりません。ただし、正当な理由は、安全の確保、財産の保全、事務や事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など個別の場面や状況に応じて総合的に判断する必要があります。また、正当な理由があると判断した場合はその理由を説明しなければなりません。



過重な負担がかかる場合

障がいのある人の社会的障壁を取り除くための負担が過重となる場合は、法的差別にはなりません。ただし、過重な負担は、個別の場面や状況に応じて総合的に判断する必要があります。また、過重な負担にあたることを判断した場合はその理由を説明しなければなりません。



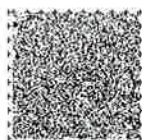
「過重な負担」の判断要素（例）

- 事務・事業への影響の程度（事務や事業の目的・内容・機能の維持）
- 実現困難度（人的・体制上の制約、物理的・技術的制約、地域性）
- 費用・負担の程度 ● 事務・事業規模 ● 財政・財務状況

障がい者差別にかかわる相談窓口

まずは市役所の相談窓口へ
日光市役所 障がい福祉係

電話 0288-21-5174 ファックス 0288-21-5105



UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

R280



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法
総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
SG030070 P22